

宇治市農業委員会委員等定数条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正内容

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。とされ、推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。とされています。

定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下であることとする。と定められています。

平成28年4月1日現在の現況農地面積が402ヘクタールであることから、平成29年7月20日以降、推進委員の定数を5人と定めておりますが、平成31年4月1日現在の現況農地面積が390ヘクタールとなったことから、令和2年2月から3月にかけて予定している推進委員の次期募集にあたり条例で定める定数を4人に改めるものです。

2. 施行期日

令和2年7月20日

宇治市農業委員会名簿

(任期 平成29年7月20日～令和2年7月19日)

(敬称略)

農業委員

氏名
久世谷 幸治
多田 岳史
徳田 明子
中林 和夫
古川 嘉嗣
井内 英樹
多羅尾 英樹
中西 秀友
辻 四一郎
吉田 利一
高田 悦和
小島 佳剛
水主 哲寛
山本 晃一郎

農地利用最適化推進委員

氏名
北浦 莊平
村田 昇造
江口 淳司
水谷 修
北村 嘉朗

推進委員の担当区域

現行			改正案		
区域 番号	区域名	字	区域 番号	区域名	字
1	笠取	炭山	1	笠取・東宇治	炭山
		二尾			二尾
		池尾			池尾
		東笠取			東笠取
		西笠取			西笠取
2	東宇治	木幡			木幡
		五ヶ庄			五ヶ庄
		菟道			菟道
		志津川			志津川
3	槇島	槇島町	2	槇島	槇島町
4	小倉・伊勢田	小倉町	3	小倉・伊勢田	小倉町
		伊勢田町			伊勢田町
		安田町			安田町
5	広野・大久保 ・中宇治	広野町	4	広野・大久保 ・中宇治	広野町
		大久保町			大久保町
		宇治			宇治
		天神台			天神台
		神明			神明
		羽拍子町			羽拍子町
		開町			開町
		白川			白川